

【概要版】 米沢市教育振興基本計画**1 策定の趣旨**

この計画は、第3期米沢市教育・文化計画が終期を迎えることに伴い、これまでの施策の成果や教育を取り巻く社会変化等の状況と課題等を踏まえながら、本市の将来を担う人づくりを行うため、教育行政の指針となる基本理念や基本方針を明らかにするとともに、この理念や方針に基づいた施策を取りまとめるため策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるとともに、本市の最上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」との整合を図り、教育分野の上位計画として位置付けます。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 教育を取り巻く状況

- (1) 人口減少と少子高齢化
- (2) 価値観や生活様式の多様化
- (3) 技術革新による社会変化
- (4) グローバル化の進展とSDGs
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の影響と「学びの保障」
- (6) 中高一貫教育校の開校と高校の再編

